

不動産競売事件の申立てについて

令和5年10月
鹿児島地方裁判所民事第3部不動産競売係
(電話番号) 099-808-3742

強制競売・担保不動産競売事件の申立てに必要な予納金等は次のとおりです。

予納金

〔当庁では、予納を確認してから開始決定を行います。〕
〔申立て後、保管金提出書・振込依頼書を郵送します。〕

強制競売・担保不動産競売………1筆から5筆まで50万円。以後5筆ごとに10万円ずつ加算。
26筆以上は100万円以上（個別に検討）。

- ※ 売却単位が2以上となる場合は、更に20万円を加算します。
- ※ 以上の予納額は目安です。事案によって変更する場合があります。

申立手数料（収入印紙）

- ① 担保不動産競売 担保権1個につき4000円
- ② 強制競売 請求債権1個につき4000円

登録免許税

国庫金納付書により納付。3万円以下なら収入印紙でも可。

予納郵便切手（令和5年10月改定）

金1,940円分（※ 料金受取人払封筒添付の場合は84円×1組は不要。1,856円分）
内訳 500円×3組, 84円×2組, 20円×10組, 10円×5組, 5円×2組, 2円×6組

添付書類

- ① 執行力ある債務名義正本及び同送達証明書（強制競売の場合）
- ② 不動産登記事項証明書（発行後1か月以内のもの）
〔なお、申立てが土地のみ → 土地上に登記建物があれば、建物の登記事項証明書も提出してください。
物件が更地である場合 → 更地である旨の上申書を提出してください。
申立てが建物のみ → 敷地の土地登記事項証明書も提出してください。〕
- ③ 公課証明書（発行後3か月以内のもの）
- ④ 申立債権者の商業登記事項証明書または資格証明書（法人の場合）（発行後3か月以内のもの）
- ⑤ 債務者及び所有者の住民票または戸籍の附票（法人の場合は商業登記事項証明書）（発行後3か月以内のもの）

添付目録・資料等

- ① 請求債権目録（計算書を含む。なお、ページ数の記載のないもの）…………… 原本以外に1部
- ② 物件案内図（市販の住宅地図の写し等で、対象物件に印を付けたもの）…………… 原本以外に2部
- ③ 公図（発行後3か月以内のもの）（写し可）…………… 原本以外に2部
- ④ 地積測量図（発行後3か月以内のもの）（写し可）…………… 原本以外に2部
申立てが建物のみ→敷地の公図及び地積測量図も提出してください。
- ⑤ 建物図面及び各階平面図（発行後3か月以内のもの）（写し可）…………… 原本以外に2部
申立てが土地のみ→土地上に建物があれば、建物の建物図面及び各階平面図も提出してください。
- ⑥ 不動産登記事項証明書の写し…………… 原本以外に2部
- ⑦ 公課証明書の写し…………… 原本以外に1部
- ※ 地積測量図や建物図面等が、法務局に備え付けがなく取得できなかった場合、その旨の上申書を提出してください
- ※ 添付資料は、原本以外に写しを2部提出してください（ただし、公課証明書は写しを1部）。
- ⑧ 「不動産競売の進行に関する照会書」（対象が建物のみの場合には、「対象物件が建物のみの場合の競売事件に関する照会書」も提出）、その他、事件の進行に有益な資料

その他注意事項

- ※ 申立書には必ず担当者の氏名及び電話番号を記載してください。
- ※ 申立物件について上記以外に資料をお持ちでしたら、提出またはお知らせください。
(例：抵当権設定時に評価した評価書、建物見取図、未登記建物・地下等の構造物の有無)
- ※ 滞納処分による差押えがあるときは、競売申立と同時に続行決定申立をしてください（手数料不要）。